

『リスク学研究』投稿規程

2020年6月26日理事会制定
2022年3月31日理事会改定
2023年5月17日理事会改定
2024年5月17日理事会改定
2025年1月17日理事会改定
2025年12月26日理事会改定

1. 総 則

- 1.1 『リスク学研究』（旧誌名：日本リスク研究学会誌、英文名：Japanese Journal of Risk Analysis）（以下、学会誌と呼ぶ）への投稿はこの規程による。
- 1.2 投稿者は、筆頭著者あるいは連絡責任著者とする。投稿者が非会員の場合、投稿料を8,000円（税込）とする。ただし、編集委員会が依頼したものはこの限りではない。
- 1.3 投稿原稿の採否は編集委員会が決定するが、投稿論文（原著論文、資料論文および総説論文）の採否については編集委員会が委託する査読委員（非会員を含む）の審査結果を踏まえて決定する。なお、全ての投稿原稿は担当編集委員による査読が行われる。編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。投稿および査読の手順の詳細は『投稿方法』に従う。
- 1.4 原稿の作成にあたっては学会誌の目的と対象分野に沿って、本会が定めた『原稿作成要領』に従うとともに、学会誌の『倫理規程』を遵守したものでなければならない。
- 1.5 学会誌に掲載された原稿の著作権として、クリエイティブコモンズ表示4.0国際（CC BY 4.0 ライセンス）を適用する。この場合、著者は自分の原稿の著作権を保持し続けるが、著作権者のクレジットを表示すれば、誰でもその原稿のダウンロード、再利用、改変利用、コピーの配布を自由に行うことができる。

クレジットの表示例：

Kyoko ONO (2019) Management of Infrastructure from a Perspective of Risk Assessment. Japanese Journal of Risk Analysis 29 (3): 187-188, doi: 10.11447/sraj.29.187, licensed under Creative Commons Attribution 4.0 International (CC BY 4.0 license).

2. 投稿原稿の分類

投稿原稿は以下の分類に従う。下記以外にも、編集委員会依頼による「巻頭言」などがある。

原著論文（査読委員2名以上による審査）：リスクに関する理論または実証研究における研究成果をまとめた未発表のもので、オリジナリティがあり、その内容が学術上、公共上または産業上の発展に寄与するもの。

資料論文（査読委員2名以上による審査）：次のいずれかに該当するもの。

- ・リスクに関する理論または調査結果などの継続中の研究を速報的、あるいは短報的にまとめたもの。
- ・リスク研究の発展に寄与する重要な行政経験や資料的価値のあるデータをまとめたもの。
- ・リスク研究を社会実装するための実務的な運用方法や工夫、事業計画の提案、事例などをまとめたもの。

総説論文（査読委員1名以上による審査）：リスクに関連する特定の分野または関連するいくつかの分野にまたがった幅広い知識を提供するためのもの。

情 報：

- ・リスクに関する研究、評価、技術、事業、事例、関連学会などに関する情報を紹介するもの。
- ・日本リスク学会年次大会のセッション内容や他のリスクに関するシンポジウムの内容などを紹介するもの。

レター：リスクに関する意見や考えを述べたり、本誌に掲載された論文などに対するコメント、あるいは自己の論文に対する簡単な追記・訂正を行うもの。

書評：リスクに関する図書を紹介する。

3. 原稿の提出

- 3.1 原稿の表紙は『原稿作成要領』に従い、所定の事項を記入する。
- 3.2 原稿はワープロ（MSword等）にて『原稿作成要領』に従って作成し、A4用紙に表題、英文要旨、本文、図表、参考文献等で構成したものにて投稿する。
- 3.3 作成した原稿は、PDFファイルに変換し、日本リスク学会のホームページ上の電子投稿システムを利用して投稿する。
- 3.4 投稿原稿が電子投稿システムにて本会にアップロードされると、編集事務局にてチェックを行い、受付をすると投稿者のメールアドレス宛に、受付された旨と、審査用の原稿番号が通知される。編集委員会により査読対象原稿と判断されると、査読責任者となる担当編集委員が割り当てられ、担当編集委員の情報が電子投稿システム上で確認ができる。受付通知日をもって受付日とするが、査読審査によって訂正を求められた原稿が審査後6ヶ月以上たっても再提出されない場合には、原稿の審査は自動的に終了し、原稿を不採用として扱う。掲載が決定した時を受理日とする。
- 3.5 原稿の長さは編集委員会で特に認めたもの以外は、原著論文10頁以内、資料論文8頁以内、総説論文12頁以内、情報8頁以内、レター10頁以内、書評4頁以内は無料とする。これらを超えた場合は、超過頁1頁当たり5,000円（税込）の掲載料を支払う。
- 3.6 投稿原稿には英文タイトル、所属の英文訳をつける。さらに投稿論文には250語を限度とする英文要旨をつける。

4. 印刷用原稿の送付

- 4.1 投稿原稿の掲載が決定した場合には、著者は原稿の電子ファイル（MSword等とする。pdfは不可。）とA4用紙に最終的に割付したものを、本査読システムとは別途電子メール添付にて編集事務局 sraj-edit@je.bunkan.co.jp 宛 件名：日本リスク学会投稿原稿○○○○（原稿番号）で送付する。編集事務局への問い合わせの際は必ず原稿番号を明記すること。
- 4.2 体裁に関わる修正等は、編集事務局の指示にしたがい、迅速に入稿する。指定された期限までに印刷用原稿が入稿なされない場合、受理は取り消される。

5. 査読過程の掲載

- 5.1 査読が行われ採択が決定した投稿論文の投稿者（ただし複数著者による投稿論文の場合には著者全員）・査読委員・担当編集委員・編集委員長の全員（以下、関係者全員と呼ぶ）が査読過程の掲載に同意した場合に、査読過程を日本リスク学会のHP内の会員向けページに掲載する。
- 5.2 投稿者は、査読過程の掲載に同意する場合に本人を示す情報（氏名、所属機関等）の記載を拒否することはできない。査読委員および担当編集委員は、査読過程の掲載に同意する場合に本人を示す情報の記載有無を選ぶことができる。
- 5.3 査読過程として掲載される情報には、査読委員の審査コメント、担当編集委

員のコメント、それらのコメントに対する投稿者の応答が含まれる。ただし、コメントおよび応答の行われた日時は含まれない。また、査読過程で用いられた論文草稿や資料等の付属物は含まれない。

- 5.4 査読過程として掲載される情報は原則として無編集で掲載されるが、編集委員会によって編集が必要であると判断された場合にはこの限りではない。
- 5.5 関係者全員は、査読過程の掲載に同意する場合には、査読過程として掲載される情報について日本リスク学会に著作権を譲渡する必要がある。関係者全員が査読過程の掲載に同意した場合にのみ著作権譲渡が行われ、譲渡以降は各自が査読過程の掲載を拒否することはできない。
- 5.6 日本リスク学会は査読過程として掲載される情報の利用方法に関する規程を定め、学会のHPに公表する。